

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日会社に雇用され、平成○年○月○日会社が施設設備管理を受託しているA市所在のB病院内の事業所に、平成○年○月○日C病院内の事業所にそれぞれ配属され、施設管理関連業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年夏頃から気だるさ、頭痛、気分の落ち込み、睡眠障害、食欲不振、めまい、吐き気などが出現し、平成○年○月頃に結核の治療を受けていたD病院呼吸器科医師及びE保健所の職員から心療内科の受診を勧められ、同年○月○日に同病院心療内科に受診したところ、「双極性感情障害の疑い」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、会社からF県のG病院への転勤を打診された同年○月に気だるさなどの上記症状が出現する回数が増えたこと、及び同年○月○日に業務中の事故で腰の打撲とむち打ちとなったことなどから、本件疾病は、業務上の事由により発病したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙記載のとおりである。

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、請求人の症状の推移及び医証に鑑み、平成○年○月上旬頃、I CD-10「F31 双極性感情障害」を発病したとする労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当であると考えことから、以下認定基準に基づき検討する。

認定基準によれば、発病前おおむね6か月間の期間における出来事の心理的負荷の強度を評価して業務上外を判断するとされており、請求人の主張する出来事は、特に一番つらかったとする平成○年○月○日の諭旨解雇の勧告を受けたことやH係長からば声を浴びせられたことなどの出来事を含め、そのほとんどは上記期間の範囲外の出来事であり、評価の対象とはならないものである。

また、発病前おおむね6か月間において対象となる出来事及びそれらの心理的負荷の強度について検討するも、当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、各出来事については「上司とのトラブルがあった」及び「(重度の)病気やケガをした」に該当するとして検討し、それぞれ

の心理的負荷の強度は「弱」であるとの判断は妥当であり、それらの総合評価は同第2の2の(2)のウに説示するように「強」には至らないものであると判断する。

以上のことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、当審査会は、請求人が再審査請求において種々主張するその他の点についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見い出せなかった。

- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。